

令和6年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

令和6年3月1日（金）

午後1時30分 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・出張報告	
【 町長施政方針演述 】	2
日程第3 町長施政方針演述	
【 教育長教育行政方針演述 】	12
日程第4 教育長教育行政方針演述	
【 議案第3号～第23号・同意第1号上程、説明 】	16
日程第5 議案第3号 令和6年度葛巻町一般会計予算	
日程第6 議案第4号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第7 議案第5号 令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第8 議案第6号 令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	
日程第9 議案第7号 令和6年度葛巻町水道事業会計予算	
日程第10 議案第8号 令和6年度葛巻町下水道事業会計予算	

- 日程第11 議案第9号 令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第10号 令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第11号 令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第13号 葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第25 議案第23号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第26 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

令和6年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和6年2月22日（木）					
再開年月日	令和6年3月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年3月1日（金） 開議13時30分 散会16時04分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	2 番	深澤 進		7 番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼まなび交流課長	大久保 栄作
	教 育 長	石角 則行	病院事務局長	大石 和人
	政策秘書課長	波紫 徳彰		
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 13時30分)

議長 (鈴木満君)

ただいまから令和6年葛巻町議会を開会します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (松尾さゆり君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (鈴木満君)

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和6年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月8日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、深澤進議員及び7番、高宮一明議員を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しております。ご参照願います。

次に、出張報告をします。1月25日、議長、副議長就任挨拶回りのため、久慈市、九戸村、一戸町に出張しました。1月30日、議長、副議長就任挨拶回りのため、岩手町、八幡平市、滝沢市、雫石町、矢巾町、紫波町、盛岡市に出張しました。2月4日、滝沢市制施行10周年記念式典祝賀会のため、滝沢市と盛岡市に出張しました。2月5日、盛岡市政調査会研修会及び盛岡広域市町村議会懇談会のため、盛岡市に出張しました。2月9日、盛岡広域8市町議会議長会常任委員会正副委員長懇談会のため、盛岡市に出張しました。2月13日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会研修会並びに情報交換会のため、久慈市に出張しました。2月16日、岩手県町村議会議長会定期総会、政務調査会等、岩手地区議会議長会議長事務局長会議のため、盛岡市に出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、令和5年葛巻町議会12月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書により、議長において議員を派遣したのはお手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。
町長。

町長（鈴木重男君）

本日、ここに令和6年葛巻町議会3月定例会議において、令和6年度における一般会計、特別会計、企業会計の各予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、町政運営に対する私の所信と令和6年度の主要施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

私は、昨年7月の町長選挙において、町民の皆様からこれまでの町政運営に対し深いご理解とご支持を賜り、5期目の町政のかじ取り役を担わせていただいているところでありますが、現在の社会を取り巻く状況を見ますと、日本全体で人口減少、少子高齢化が進んでいることに加え、若者世代を中心とした東京一極集中の流れに歯止めがかからず、それぞれの地方の担い手不足が顕著となっている状況であります。

また、2年前に始まったロシアのウクライナ侵攻並びに近年の円安傾向により、エネルギーや食

料価格などが高騰し、日常生活に必要不可欠である様々なものの物価上昇を招いているところがあります。日本全体で見ますと30年ぶりの高い賃上げ水準となり名目賃金の上昇が見られる一方で、それを上回るペースで物価が上昇していることから、物価高騰に賃金上昇が追いついておらず、生活実感に近い実質賃金の下落に歯止めがかかっていない状況であります。また、この賃上げのほか、コロナ禍からのインバウンド需要の回復などによる経済の好循環が地方全体に波及しておらず、地域経済は依然として厳しい状況であります。

こうしたことから、町民の生活を守るため、町がこれまで取り組んできた町民生活の質の向上に向けた施策に継続して取り組むとともに、全ての施策に磨きをかけ、安心して住み続けられるまちづくりを推進し、町民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、町の最重要課題として位置づけております「人口減少問題」についてであります。国においても日本社会の最大の戦略課題として位置づけており、「できることは全てやる」との構えで人口減少問題に取り組む姿勢を示しているところであります。町としましても、国や県の施策と連携しながら、未来を担う子供たちや若者が夢と希望を持ち、幸せを実感しながら生き生きと暮らしていけるよう、既存の産業のさらなる振興のほか、新たな起業や雇用の確保による所得の向上に努めるとともに、住宅、医療、教育などの各分

野において、子育て環境の充実と負担の軽減を図ってまいります。

町の今後の発展を考えますとき、道路ネットワークの整備の遅れが、当町を含む県北・沿岸北部地域の発展の遅れの最も大きな要因でありますことから、現在整備を強く要望しております、内陸と沿岸を結ぶ「北岩手・北三陸横断道路」の早期着工・整備に向けた取組の推進を図り、県央、県南地域との格差是正と、地域振興による町民所得の向上、交流人口の拡大を目指してまいります。

引き続き、希望に満ちた明るい町の未来を切り開き、町民の皆さんとともに「幸せを実感できる“まち”」の創造に取り組んでまいりますので、議員各位、そして町民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、町の基本的な施策の方向であります。

町総合計画・基本構想では、まちづくりの基本理念を「幸せを実感できる“まち”」として、これまで先人が築き上げてきた、大切な財産と先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人一人が主役となり、自助・共助・公助の精神で、将来像として掲げる「未来を協創する 高原文化のまち」に向かい取り組んでいるところであります。

そうした中、令和6年度からは「町総合計画・後期基本計画」「第3期・町総合戦略」がスタートするものであります。これまでの前期、中期計画での取組をしっかりと検証し、町の現状と課題を踏まえ、町の発展に向けて取り組むべき対策等

を進めてまいります。

また、計画で設定されている重要業績評価指標（KPI）の進捗状況を確認し、計画期間中の目標値達成に向け、実施する施策の関連性・必要性・緊急性を十分に検討し、明確な戦略の下総力を結集し、諸課題の解決に取り組んでまいります。

現在、物価高騰が住民生活や企業活動に大きな影響を与えており、令和6年度における地域経済を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続くことが予想されております。

こうした中、若い世代はもとより、全ての町民の皆さんが「幸せを実感できる」施策を積極的に展開するとともに、きめ細やかな行政サービスの提供に一段と力を入れ、3つの基本目標の達成に向け邁進してまいります。

1つ目の「地域資源を活かす“しごと”」につきましては、基幹産業の新たな展開や商工業の経営革新により、町民所得の向上と若者が魅力を感じる雇用の創出を図るとともに、町が持つ魅力をより一層輝かせることで、交流人口・関係人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加を図るため、特産品ブランド化確立支援事業、乳製品加工施設設備整備事業、くずまき体験交流施設設備整備事業などに取り組んでまいります。

2つ目の「いきいきと輝き続ける“ひと”」につきましては、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、次代を担う子供たちが健やかに育ち、子供から高齢者まで、誰もが生きがいを持ち地域で活躍する郷土愛にあふれた人づくりを進

めるとともに、地域産業や“まちづくり”の次代を担う人材を育成するため、「くずまきで新婚ライフ」サポート事業、関係人口創出宿泊支援事業、高等学校教育振興事業などに取り組んでまいります。

3つ目の「誰もが住みたくなる“まち”」につきましては、町が持つ自然、空間を大切にしながら、情報通信技術の利活用や道路交通網の整備などにより生活環境の快適性を高め、町での暮らしを求める人の流れを創り出し、誰もが心安らぐ快適な生活を送ることができるよう、庁舎等建設事業、空き家利活用促進事業、トンネル・橋梁長寿命化修繕工事などに取り組んでまいります。

あわせて、町の最重要課題である人口減少につきましては、少子化が深刻化する中、若い世代がこの町での生活を選択し、安定した暮らしを確保することができるよう、引き続き重点的に対策を講じ、子育てに係る経済的負担、心理的負担を軽減し、安心して子供を産み育てられる環境の充実を図るとともに、魅力ある子育て支援策を情報発信することで、より多くの移住者・定住者を確保してまいりたいと考えております。

こうした状況を踏まえ、子供の健やかな成長と子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供の医療費の無償化、保育料の完全無償化、学校給食の完全無償化、3歳までの乳幼児を在宅で保育する保護者を支援する在宅子育て支援金事業を、継続して実施するとともに、一人一人の子供、保護者に寄り添ったきめ細かな対応に努めてまいり

ます。

続きまして、令和6年度予算編成における各会計の予算規模につきまして、ご説明を申し上げます。

予算の編成に当たりましては、歳入の約8割を地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない財政構造にある中、歳出においては、新たな行政需要や公債費をはじめとした義務的経費の増加が見込まれており、こうした状況を踏まえ、将来を見据えた健全な財政運営に配慮しながら、限られた財源を最大限有効活用するよう、合理的根拠に基づく政策立案やPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出の徹底、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などによる事業推進で、持続可能な行財政運営が図られるよう努めてまいります。

そうした中、令和6年度における一般会計の予算規模は72億812万円で、前年度と比較して0.9%の増であります。

歳入では、地方財政計画の基本方針のほか、国や県の施策を踏まえた事業展開を念頭に、できる限り特定財源の確保を図るとともに、自主財源の確保に努めるなどし、町税は、前年度と比較し4.7%増の5億9,328万円でしたほか、地方交付税では前年度と比較し1億1,000万円増の35億円としております。

また、性質別歳出では、普通建設事業費が15億9,216万円で、前年度比5,957万円、3.6%の減ですが、これは、庁舎等建設事業の2期工事による増がある一方で、清掃センター長寿命化修

繕事業や五日市保育園新園舎建設事業の完了による減が要因となるものであります。

公債費につきましては、町財政健全化に係る取組として実施する任意繰上償還費を前年度に引き続き当初予算で計上し、前年度比1,418万円、1.5%増であります。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の合計は8億8,330万円で、前年度比5,309万円、5.7%の減としております。

これによりまして、一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は80億9,143万円となり、前年度比0.1%の増となったものであります。

次に、企業会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険病院事業会計であります。収益的収入と資本的収入の総額が、12億8,204万円で、前年度比9.1%の増、収益的支出と資本的支出の総額が14億4,316万円で、前年度比8.4%の増であり、これは、医療器械器具の更新に伴う増などによるものであります。

水道事業会計につきましては、収益的収入と資本的収入の総額が4億6,062万円で、前年度比78.3%の増、収益的支出と資本的支出の総額が5億6,030万円で前年度比57.8%の増であります。これは、馬淵川（北部）地区水道施設整備事業費等に係る建設改良事業費の増などによるものであります。

令和6年度から企業会計へ移行する下水道事

業会計につきましては、収益的収入と資本的収入の総額が3億9,613万円、収益的支出と資本的支出の総額が3億2,012万円となるものであります。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が16億7,817万円で、前年度比18.5%の増、支出総額が17億6,328万円で、前年度比12.5%の増となるものであります。

続きまして、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とする、町総合計画・後期計画に掲げる3つの基本目標と4つの重点プロジェクトの達成に向けた、令和6年度の主要施策の概要について、部門別の取組を申し上げます。

初めに、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現であります。

農業の振興につきましては、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した農業の確立及び経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者の確保と育成を図るため、「効率的かつ合理的な畜産経営の確立」「耕畜連携等による環境にやさしい循環型農業の推進」などに努めてまいります。

農業・園芸振興の主な事業としましては、条件不利農地の効率的な活用を図り、担い手への農地集積を進める《農地基盤整備事業》、町独自の個性ある農業の確立と、地域農業の担い手の確保・育成を図る《葛巻型農業構築支援事業》などに取り組んでまいります。

畜産・酪農振興の主な事業としましては、粗飼

料自給率の向上による経営基盤強化を図るための《草地更新支援事業》、畜産農家の労働力の負担軽減、省力化を図るための《畜産労働力負担軽減対策事業》などに取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、森林の持つ公益的機能が十分に発揮され、森林資源の循環利用を推進するため、「公益的機能が発揮できる森林整備」「森林資源の循環利用」「生産基盤整備」「担い手の育成と所得の確保」などに努めてまいります。

主な事業としましては、適切な森林施業を推進し林業経営の安定化を図る《森林保全特別対策事業》、町産木材の利用拡大を図る《町産材利用促進事業》、鳥獣による農作物への被害を防止する《電気柵設置事業》などに取り組んでまいります。

農林産物加工の振興につきましては、農林産物の6次産業化や農商工連携の取組による高付加価値化を図り、高品質な「くずまきブランド」の定着が図られるよう、「農林産物のブランド化の促進」「農林産物加工の促進」などに努めてまいります。

主な事業としましては、くずまきワインの振興や販路拡大、ブランド化を確立するための《特産品ブランド化確立支援事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、交流・連携の強化による地域産業の育成であります。

商工業の振興につきましては、基幹産業を中心

に他業種との連携や1次産品の付加価値を高める6次産業化など、新たな展開により地域産業の活性化を図るため、「商工業の振興」「商店街の活性化」などに努めてまいります。

主な事業としましては、町の特産品の販売促進、販路拡大及び認知度向上による新規の顧客獲得を図るための《特産品販売促進事業》、産業振興による地域経済の活性化及び雇用の創出、町民所得の向上を図るための《くずまき型持続可能な産業づくり支援事業》、商店の設備導入及び店舗改装等に支援を行う《商店等設備導入事業》などに取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、基幹産業を中心として、観光資源の魅力を生かした体験・滞在型観光による誘客促進と観光消費の拡大を図り、観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立していくため、「誘客及び滞在の促進・受入環境整備」「『観光で稼ぐ』地域づくりの推進」などに努めてまいります。

主な事業としましては、町の新たな食文化であるくずまき鍋の地元定着と交流人口の拡大及び地域活性化を図る《くずまき鍋普及促進事業》、観光を切り口とした視点で地域を活性化し、交流人口の増加と新たな雇用の創出を図る《くずまきDMO事業》などに取り組んでまいります。

交流・連携の推進につきましては、町が持つ様々な魅力を積極的に情報発信し、地域課題の解決や地域活性化に向けた交流連携の推進、近隣市町村及び首都圏等の関係機関、民間団体等との連

携を強化し、特色を生かした情報発信や交流事業を展開することにより、都市部からの交流人口やコミュニティを拡大し、移住・定住人口の増加につなげるため、「地域間交流の推進」「関係人口創出のための仕組みづくり」「子育てファミリー層の移住とU・Iターンの促進」「定住促進のための雇用のマッチング支援」などに努めてまいります。

地域間交流の推進の主な事業としましては、まちづくりの交流拠点施設であるくずま〜る及び周辺環境の整備を進める《庁舎等建設事業》《町道役場線・町道下町田子線の道路改良事業》、企業、大学、金融機関などとまちづくりや地域活性化に連携し取り組む《産学官金連携推進事業》などに取り組んでまいります。

移住・定住の促進の主な事業としましては、移住・定住者へのきめ細かな支援により、定住促進や地域活性化を図る《定住促進事業》《くずまき暮らし体験居住事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、地域資源を生かした起業支援と雇用の確保であります。

起業支援と雇用の確保につきましては、企業誘致や起業支援など地域資源を生かした産業振興で若者や女性の安定した雇用創出を図るため、「就業支援の強化」「雇用環境の整備」「起業の支援」などに努めてまいります。

主な事業としまして、町の特色ある職業の体験と地域交流により、企業の人材確保を図る《基幹

産業担い手確保支援》、安定的な雇用環境の創出に向け若者等を雇用した事業者を支援する《雇用促進事業》、年間を通じて安定的に仕事を確保し、新たな雇用の創出と地域の若者定着を図る《特定地域づくり事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、子供を安心して産み育てられる子育て支援であります。

子育て環境の充実につきましては、子供を安心して産み育てられる、きめ細やかな支援体制を整えるため、「子育て世代包括支援体制の整備」「妊産婦及び乳幼児への健康支援」「就学前教育の充実」などに努めてまいります。

主な事業としましては、次代を担う子供の誕生を祝福するとともに、子育て環境の充実などを推進する《出産祝金支給事業》、妊娠から出産、子育てまでサポートを行う《出産応援ギフト事業》、任意接種ワクチンの予防接種費用の一部を助成する《くずまきキッズ予防接種事業》などに取り組んでまいります。

なお、教育行政部門に関する施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示しをいたします。

続きまして、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。教育行政部門の施策となりますので、後ほど、教育行政方針でお示しをいたします。

続きまして、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりであります。

保健・医療の充実につきましては、町民一人一人が健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みや

すい環境づくりと町民の健康を支える体制を推進し、健康寿命の延伸を図り、生活習慣病を原因とする疾病を予防し、医療費の抑制と適正化に努めるほか、町民誰もが安心して医療を受けられる体制づくりに努めるとともに、関係医療機関と連携し、地域医療の充実と救急医療の確保を図るため、「各種がん検診・特定健康診査・保健指導の充実」「感染症予防対策の推進」「地域医療の充実」「医師等の確保と育成」「国民健康保険運営の安定化」「医療費の抑制と適正化」などに努めてまいります。

健康づくりの推進の主な事業としましては、検診受診率の向上と町民の健康維持、健康づくり意識の向上に努める《ニコちゃん健康ポイント事業》、心の病気に関する相談体制の充実や、地域のゲートキーパー育成などを実施する《こころの健康づくり推進事業》、日常からスポーツを行う習慣をつけ、生活習慣病予防を促進する《スポーツ習慣化促進事業》などに取り組んでまいります。

医療の確保の主な事業としましては、町の医療、保健、福祉サービスに従事する専門職人材を確保する《看護職員等養成修学資金貸付事業》、地域による診療格差が生じることがないように、誰もが安心して通院できる体制整備に向けた《通院バス運行事業》などに取り組んでまいります。

医療保険制度の充実の主な事業としましては、子育て世代の経済的負担軽減と適切な医療の確保を図る《子ども・生徒医療費助成事業》、国民

健康保険制度の安定的な運営を図るための《国民健康保険事業財政適正化対策》などに取り組んでまいります。

福祉の充実につきましては、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりを推進し、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていただけるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの整備を図るほか、障がいのある人もない人も、人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進するため、「住民の支え合いによる地域福祉社会の実現」「地域包括ケアシステムの整備」「健康づくり・介護予防の推進」「自立の助長及び社会参加の促進」などに努めてまいります。

地域福祉の充実の主な事業としましては、生活困窮者などの支援体制の強化を図るため《地域福祉等特別支援事業》、路線バスの利用が困難な高齢者などの移動を支援する《高齢者等外出支援事業》などに取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実の主な事業としては、高齢者の見守りと生活支援サービスの向上を図るための《配食サービス事業》、高齢者が自立した生活を送れるように支援する《高齢者介護予防事業》などに取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実の主な事業としましては、障がい者の特性に合わせた生活支援を行う《障がい者自立支援給付事業》、精神疾患や人工透析等の難病を抱える方の病状の安定を図るための《障害者等通院費助成事業》などに取り組んでまいり

ます。

続きまして、協創のまちづくりの推進であります。

協創のまちづくりにつきましては、住民と行政が共通のまちづくり目標の達成に向け、町民一人一人が考え、行動する自主自立した町民参加型のまちづくりを促進するとともに、自治組織や地域づくり団体、NPO、ボランティア団体等が行う地域の維持や活性化を図る活動を促進・支援するため、「住民参画機会の拡充」「地域づくりを担う人材育成」などに努めてまいります。

住民参画の推進の主な事業としましては、自治会やコミュニティー組織による協創の取組を支援する《協創のまちづくり事業》などに取り組んでまいります。

地区（集落）単位のまちづくりの主な事業としましては、自治会の主体的な地域活動を支援する《自治会活動交付金》などに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女共同参画意識の啓発や、男女が共に活躍できる環境の整備を推進するため、「男女共同参画の意識啓発」「女性の参画拡大による男女共同参画の推進」「男女が共に支え合う環境づくり」などに努めてまいります。

続きまして、快適に暮らせる生活環境の創出であります。

生活環境の整備につきましては、町民や転入者が快適に暮らせる住環境の提供のほか、快適で安

全な生活環境と衛生環境の向上を図るため、「定住促進や受入環境の整備」「空き家の利活用」「安全で安定的な水道水の確保」「生活排水処理施設の整備」「リサイクルの推進と生ごみなどの減量化」などに努めてまいります。

住環境の整備の主な事業としまして、子育て世代の移住促進や町民の定住促進、及び持続可能なまちづくりに資する《子育て世代移住者住宅取得支援事業》《定住対策住宅取得支援事業》、町民の居住環境の向上及び町内経済の活性化を図る《快適な住まいづくり応援事業》などに取り組んでまいります。

水道施設の整備の主な事業としましては、北部地区における老朽化した水道管更新のための《馬淵川地区水道施設整備事業》などに取り組んでまいります。

生活排水処理施設の整備の主な事業としましては、水洗化による快適で安全な生活環境を広げるための《町整備型浄化槽整備事業》、各世帯の水洗化工事の費用を助成する《水洗化普及支援事業の拡大》などに取り組んでまいります。

環境衛生の充実の主な事業としまして、最終処分場の長期的使用に向けた《最終処分場長寿命化事業》などに取り組んでまいります。

交通・通信ネットワークの整備につきましては、住民生活を支える道路交通網の改良及び施設の長寿命化や、持続可能な地域公共交通の確保を図り、住民生活を支える利便性、安全性、快適性、効率性を向上させるとともに、情報通信基盤施設

の適切な維持管理と情報通信技術の利活用を推進するため、「道路網の整備促進」「道路施設の長寿命化」「生活バス路線の維持確保」「地域情報通信基盤設備の適切な維持管理」などに努めてまいります。

道路交通網の整備の主な事業としまして、住民が快適で安心・安全に暮らせる道路環境を形成するための《町道葛巻浦子内線・町道茶屋場田子線の道路改良事業》などに取り組んでまいります。

生活交通対策の推進の主な事業としまして、バス利用者の利便性の向上と負担軽減を図る《バス路線運行拡大支援対策事業》、広域バス路線を確保するための《JRバス生活交通路線維持事業》《広域生活路線維持事業》などに取り組んでまいります。

地域情報化の推進・行政情報サービスの向上の主な事業としましては、いつでも、どこでも各種手続がオンラインで行える環境を整備し、住民の利便性向上を図る《行政手続オンライン化・標準化対応業務》などに取り組んでまいります。

続きまして、自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりであります。

自然環境の保全と、土地の利活用につきましては、自然豊かな当町の環境を保全するとともに、町民の健康で文化的な生活環境を確保するため、「自然保護の推進」「調和のとれた効率的な土地利用の推進」「適正な非農地判定の推進」などに努めてまいります。

再生可能エネルギーの推進につきましては、再

生可能エネルギーの普及を推進し、豊かな自然を未来につなげていくため、「再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入」「エネルギーの地産地消」「環境教育活動の支援」などに努めてまいります。

主な事業としまして、一般家庭及び事業者への再生可能エネルギー、省エネルギーの設備導入を支援する《エコ・エネ総合対策事業費の拡充》などを進めてまいります。

続きまして、心穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくりであります。

防災対策・消防・救急体制の充実につきましては、複雑多様化する各種災害に対し、迅速かつ的確に対処できる消防防災設備の充実を図るため、「消防団員確保対策」「消防防災設備の整備」「消防団員の安全装備品の整備」「地域防災力の向上」などに努めてまいります。

交通安全・防犯・青少年問題対策の充実につきましては、交通安全及び防犯意識の啓発活動と体制強化を進めるため、「交通安全思想の高場」「防犯意識の高場と防犯体制の充実」「青少年有害環境の浄化」などに努めてまいります。

最後に、行財政運営の合理化と広域行政の推進であります。

行財政運営の合理化につきましては、安定的に住民サービスを提供するため、行財政基盤強化に向けた、「自主財源比率の向上」「起債発行額の抑制と任意繰上償還」「公共施設の適正化」などに取り組むほか、令和6年度からは下水道事業を

公営企業会計に移行させ、経営の「見える化」と持続可能な財政基盤の構築に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、行政サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組を広域的な枠組みの中で連携して推進するため、「広域市町との連携強化」

「盛岡広域連携中枢都市圏構想の推進」「北岩手循環共生圏の推進」「地域間連携の推進」などに努めてまいります。

以上、令和6年度における町政運営に対する基本的な考えと主要施策の概要について、ご説明を申し上げます。

冒頭でも申し上げましたとおり、賃上げ、所得向上の波が地方まで浸透しない中、日常生活に必要な不可欠な、燃料、食料などの価格高騰が続いており、町民生活においては、物価高により大きな影響を受けているものと認識をいたしております。また、酪農や林業をはじめとした各種事業においても、必要資材や燃料の高騰により、厳しい経営環境にあるものと考えております。

このような急激な物価高から町民生活を守るための手だてをしっかりと講じ、町民が安心して暮らし、働くことができるよう取り組んでまいります。

また、本年は新たな“まち”の拠点となる「くずま〜る」の2期工事として、防災対策の重要拠点となる消防分署棟のほか、車庫棟、町産材を使用した大屋根広場「びっぐテラス」などの完成を予定しております。行政、交流、防災、医療、商

工、金融の機能が集約されたまちづくりの拠点施設として、本格的に稼働することとなり、人の流れの変化のほか、民間企業を含めたさらなる施策の広がりが期待されるものであります。「くずま〜る」の愛称に込められた「人、機能、情報が集まる」拠点として、多くの方々に親しまれる施設を目指すとともに、町の発展を支える拠点として活用してまいります。

社会はかつてない速さで変革しております。引き続き、社会の流れ、動きを注視し、大きな変化・変革の流れの中にあっても、当機立断で対応し、町民の皆さんが安心・安全に暮らし、幸せを実感できるよう、職員一丸となり全力で町政運営に取り組んでまいります。

最後に、議員各位、並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。令和6年度に臨む、私の施政方針とさせていただきます。

議長（鈴木満君）

町長の施政方針演述が終わりました。

ここで2時35分まで休憩します。

（休憩時刻 14時20分）

（再開時刻 14時35分）

議長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第4、教育長教育行政方針演述を行

います。教育長。

教育長（石角則行君）

本日、ここに令和6年葛巻町議会3月定例会議が開会されるに当たり、令和6年度教育行政方針について申し上げます。

町の教育振興につきましては、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の皆様のご理解、ご協力の下、子供たちが健やかに成長しておりますことに深く感謝を申し上げます。

少子化・人口減少が進む中、コロナ禍により変容した新たな生活様式、社会のデジタル化、持続可能な社会への対応など、教育を取り巻く環境も大きく変化していく時代にあっても、町の子供たちの夢を持って自分の描く未来に向かって努力している姿は変わらず、これからも町を挙げて大切に守り育てていくべきものであると考えております。

こうしたことを踏まえて、町教育委員会では令和6年度からスタートする「町総合計画・後期基本計画」の「いきいきと輝き続ける“ひと”」を育てる施策を中心に進め、特に葛巻の子供たちには、ふるさとへの思いや誇りを醸成するとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、町の教育大綱に掲げる「活力ある葛巻を創造するたくましい子ども」を育む教育を進めてまいります。

また、町民一人一人が心豊かで生きがいのある

生活を送り、互いに支え合い地域が発展し続けていくためには、「教育」の果たす役割が極めて重要であります。

誰もが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れ、自ら進んで幅広く学習できる学びの機会の拡充や生涯を通してスポーツでの健康・体力づくりで日常生活に潤いや活力が増し、地域の人々との絆やつながりが深まる「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」を推進してまいります。

基本的な施策の方向につきましては、次の2つの主要施策を進めてまいります。

初めに、「子どもを安心して産み育てられる子育て支援」であります。

子育て環境の充実につきましては、少子化、核家族化の進展に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められております。

そのような中、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とした、様々な支援事業を実施するとともに、子供を安心して産み育てられるよう、さらなる子育て環境の充実に努めてまいります。

また、葛巻保育園を核とした認定こども園としての一貫した経営による保育の充実を図り、時代の変化と多様な保育ニーズに対応しながら、「子ども主体の保育」を第一に考え、就学前教育の充実や保育園と小学校との架け橋期の連携強化などの取組を中心に、主な事業としましては、子供の発達段階を見通した保育園から小学校への架け橋期の教育の充実を目指す《「保小の架け橋プログラム」の作成》、子育て世帯の経済的負担軽

減を図る《保育料完全無償化》、3歳までの乳幼児を在宅で保育する保護者を支援する《在宅子育て支援金》、安全安心な食事提供と快適な保育環境を整える《エアコン追加設置事業》などを進めてまいります。

次に、「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」であります。

学校教育につきましては、ふるさと葛巻への思いや誇りを育むとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、予測困難な時代に適応する、社会を創造する「生きる力」を身につけさせるための教育を推進してまいります。

次代を担う町の子供たちが健やかに成長し、地域で活躍する郷土愛に満ちあふれた“ひと”づくりと、児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図るなど、子育てしやすい環境整備に努め、国が進める「GIGA（ギガ）スクール構想」に呼応した、ICTを活用した情報活用能力の向上により「学習の基盤となる資質・能力」のさらなる充実と、学校運営や授業づくりの在り方に係る教職員の研修機会確保など教育環境の充実に努めてまいります。

また、小中学校とともに「社会に開かれた教育課程」の現実につながるコミュニティ・スクールの取組と「葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト」を推進し、令和の日本型学校教育の下「主体性・対話的で深い学び」の実現による児童生徒の資質・能力の育成に向けた取組を中心に、主な事

業としましては、小中学生への「学用品費」「クラブ活動費」「修学旅行費」の支給のほか、「学校給食の無償化」、町内から葛巻高等学校へ進学する生徒への「新入学用品費」の支給など幅広く支援を行う《学び輝く“ひと”づくり支援事業》、小中学校教職員に住宅環境の提供と移住・定住を促進する《教職員住宅整備》、ICTを活用した学習活動の充実に特化した《学校教育アドバイザー》の継続配置、地域全体で“次代を担う人材育成”を目指す《葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト事業》の実施を進めてまいります。

高校支援につきましては、本町唯一の県立高等学校の永続発展に向け、10年目を迎える「くずまき山村留学制度」や近隣市町村からの入学生の受け入れを引き続き推進・拡充させるなど、将来的な関係人口の創出・拡大を目指し、さらなる高校魅力化に努めてまいります。

また、葛巻高校の魅力ある学校づくりを継続支援し、公営学習塾の運営や町が持つ多面的な機能や資源、実践的な取組を、総合的な探究の学習教材として積極的に提供するなど、生徒の学びの質の向上による進路実現の後押しと、確かな学力の育成に向けた支援を中心に、主な事業としましては、海外研修を含めた魅力化づくりを支援する《葛巻高校教育振興協議会補助金》、葛巻高校への通学を支援し入学増加を図る《スクールバス運行及び定期券の支給》、山村留学生と地域との交流を活発にする《山村留学生地域活動支援車両リース》、葛巻高校生の学習レベルの向上を図る《葛

巻町学習塾の運営》などを進めてまいります。

生涯学習の充実につきましては、誰もが文化的で生きがいを持って心豊かな日常が過ごせるよう、町民ニーズを踏まえた学びの機会の提供と町民の自主学習や自己実現に向けたサポートを図るとともに、学習の成果を社会貢献や地域課題の解決につなげ、まちづくりを担う人材の育成支援に努めてまいります。

また、町民の学びと交流、図書機能や文化活動の拠点となる、複合庁舎くずま〜の「まき×まきホール」や「まなベース」などを活用した取組を中心に、主な事業としましては、令和7年度から5年間の新たな生涯学習推進策を定める《第9次町生涯学習推進計画の策定》、生涯にわたり学べる機会と学習成果の発表の場を提供する《各種教室・講座の開設、生涯学習フェスティバルの開催》、図書サービスの充実と読書に親しむ機会を提供する《公民館図書検索システムの整備、読書のつどい・ブックフェスの開催》などを進めてまいります。

青少年教育につきましては、次代を担う青少年が様々な体験や学習ができる環境整備に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携して子供を育む体制づくりを推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う、地域学校協働活動推進員を各学校に引き続き配置し、町青少年育成ネットワークとの連携などの取組を中心に、主な事業としましては、地域住民が一体となり青少年を取り巻く環境について考える《子どもの未

来を考える町民のつどい》などを進めてまいります。

文化の継承につきましては、自主的な文化活動や地区文化祭の開催等を支援するとともに、より優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めるなど、文化交流の促進による交流人口の拡大につなげてまいります。

また、町内に残る歴史的文化遺産や伝統芸能等を次世代に確実に引き継ぐために、民俗資料等の適正な保存・管理に努めるとともに、郷土芸能担い手継承・育成支援のほか、映像・書籍資料の記録保存などの取組を中心に、主な事業としましては、昭和期を中心とした町の歴史を写真で紹介し、後世に記録として残す《「写真で振り返る葛巻町の歴史」写真集の発刊【葛巻町史資料編】》、地域の文化や芸能に触れる機会を提供する《地区文化祭、郷土芸能発表会》、町民の自主的な文化・学習活動を支援するとともに交流を促進する《文化活動支援事業》などを進めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、スポーツは、個々の健康増進と体力向上を通じて日常生活に潤いや活力を与えるだけではなく、人と人、広くは地域と地域との交流を促進し、地域ぐるみの一体感と連帯感を醸成するものであり、地域コミュニティの成熟した形成を持ってまちづくりに大きく寄与するものであります。

町民誰もが生き生きとゆとりを持ってスポーツやレクリエーションに取り組むことができるよう、日常的にスポーツ活動に親しめる機会や環

境の充実を図るとともに、競技スポーツではトップアスリートや専門指導者から直接指導が受けられる機会を通じ、人材の育成・確保と競技力の向上につなげてまいります。

また、大会の誘致・開催などを通じて、スポーツ教室や交流試合の開催等、合宿するチームとの交流機会を創出し、スポーツを通じた交流人口や関係人口の拡大と地域経済の活性化につながるスポーツツーリズムなどの取組を中心に、主な事業としましては、スポーツ合宿や大会誘致に係る経費を助成する《スポーツツーリズム奨励事業》、スポーツ施設の安全で安定した施設管理と長寿命化を図る《社会体育館長寿命化修繕工事》《社会体育館高圧変電設備改修工事》、地域人材を活用した各中学校でのスポーツ指導の取組を推進する《地域運動部活動推進事業》などを進めてまいります。

以上、令和6年度における教育行政推進に当たっての基本的な考え方と主要施策についての概要について、ご説明を申し上げます。

現代社会の行く先が不透明で、目まぐるしく変革していく中において、町における教育課題を的確に捉え、適切な対応と良質な改善策を進めるとともに、教育を通じて子供たちの無限の可能性を引き出し、おのおのの夢の実現を支え、さらには、町民一人一人が、日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるよう、学校、保護者、地域、行政が一体となって、町の教育の充実と発展に取り組んでいくことが肝要だと感じております。

ここに改めて教育の大切さに思いを致し、葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。教育行政方針とさせていただきます。

議長（鈴木満君）

教育長教育行政方針演述が終わりました。

次に、日程第5、議案第3号、令和6年度葛巻町一般会計予算から日程第26、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの22議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。町長。

町長（鈴木重男君）

初めに、人事案件でございます。同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて。次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、村木良悦。

任期につきましては、令和6年4月15日から令和9年4月14日までの3年間とするものであります。

なお、委員の経歴書につきましては添付しておりますので、お目通しをいただきたくお願い申し上げます。

議長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

お疲れさまでございます。それでは、順次提案理由の説明をさせていただきます。

議案集及び議案資料をご準備願います。議案集1ページをお開き願います。議案第13号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨につきまして、議案資料に整理してございますので、議案資料によりご説明させていただきます。議案資料9ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、国内旅行における車賃単価につきまして、平成17年に行政改革による行政コスト削減策として車賃単価の引下げを行い、これまで継続してきたところでございますが、町の財政状況あるいは燃料費高騰などの状況を踏まえまして、今般県平均水準の額に戻そうとするものでございます。

改正の概要でございますが、別表第1で規定しております国内旅行の車賃、別表第2で規定しております町内旅行の車賃につきまして、それぞれ1キロメートル当たり37円の範囲内で規則で定める額としようとするものでございます。

なお、規則で定める額でございますが、職員が出張で私用車を使用した場合におきましては、1キロメートル当たり25円、それ以外の場合にお

きましては1キロメートル当たり37円としようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集3ページをお開き願います。議案第14号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨につきまして、議案資料に整理してございますので、議案資料によりご説明させていただきます。議案資料10ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、コンビニ納付の利用拡大に伴い、令和5年度からQRコードつきの納付書を発行してきたところでございますが、納期限を過ぎて納付しようとした場合、督促手数料の徴収ができないほか、納付書の再発行に伴う費用が督促手数料以上の負担額となること、さらには他市町村における督促手数料廃止の動向などを踏まえまして、町税及び町税以外の使用料等に係る督促手数料につきまして、今般廃止しようとするものであります。

改正の概要でございますが、第1条で葛巻町町税条例を、第2条で葛巻町税外徴収等に関する条例を、第3条で葛巻町後期高齢者医療に関する条例をそれぞれ改正しようとするもので、各条例中、督促手数料に関する規定を削ろうとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございますが、条例施行日前に納期限が到来し、発した督促状に

係る督促手数料につきましては、従前の例によるものでございます。

続きまして、議案集 6 ページをお開き願います。議案第 15 号、町立保育所条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、令和 5 年町議会 6 月会議で請負契約の締結に関し議決いただきました五日市小学校の敷地内に整備を進めてまいりました五日市保育園整備工事の完了に伴いまして、五日市保育園の定数及び位置を改正しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 6 年 3 月 11 日から施行しようとするもので、実質的にこの日から新たな園舎での保育をスタートしようとするものでございます。

続きまして、議案集 7 ページをお開き願います。議案第 16 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の要旨につきまして、議案資料に整理しておりますので、議案資料によりご説明させていただきます。議案資料 11 ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、平成 23 年 4 月に改正されました介護保険法で、当初平成 30 年 3 月末をもって廃止される予定でありました介護療養病床につきまして、平成 30 年 4 月の法改正により、令和 6 年 3 月末をもって廃止することが決定されていましてことを受けまして、条例の規定を改正しようとするほか、地方自治法の改正に伴

う条項ずれ、金額の表記の見直しを行おうとするものでございます。

改正の概要でございますが、60 床ある病床数のうち、介護療養病床として割り振っておりました 18 床を廃止し、全ての病床を一般病床としようとするものでございます。

なお、介護療養病床の廃止後におきましては、訪問診療、訪問介護、訪問リハビリの拡充などによりサービスの維持に努めるとともに、社会福祉施設との連携を図り、在宅医療なども推進していくとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 9 ページをお開き願います。議案第 17 号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、条例により田部公民館に位置づけております冬部生活改善センターが、冬部コミュニティセンターの整備により廃止されることに伴いまして、町公民館の分館として規定しております江刈、小屋瀬、田部の 3 つの分館につきまして、現在の利用実態や活動状況などを踏まえまして、全て廃止しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 11 ページをお開き願います。議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、令和5年4月に成立しました地方自治法の一部を改正する法律で、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給につきまして、令和6年度より支給するよう総務省から助言されていることに伴いまして、勤勉手当の支給に関する3つの条例、第1条では職員の育児休業等に関する条例を、第2条では葛巻町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を、第3条では葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例をそれぞれ改正し、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に必要な規定を追加しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするもので、6月期の勤勉手当から支給しようとするものでございます。

続きまして、議案集 16 ページをお開き願います。議案第 19 号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、現在新たに整備を進めております冬部コミュニティセンターの完成に伴い、冬部生活改善センターを廃止することとなりましたことから、条例中の規定から冬部生活改善センターに関する内容を削ろうとするものであります。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 18 ページをお開き願います。議案第 20 号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例でございます。

改正の概要でございますが、令和5年12月に閣議決定されましたことも未来戦略におきまして、職員配置基準の最低基準が、3歳児におきましては20人につき1人であったものが15人につき1人、4歳児、5歳児におきましては30人につき1人であったものが25人につき1人にそれぞれ改正されますことを踏まえまして、本町におきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 21 ページをお開き願います。議案第 21 号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、第13次地方分権一括法の公布に伴い生じた条項ずれのほか、条例制定に当たって従うべき基準として定められております基準府令のうち、掲示、特別利用教育の基準、電磁的記録等に関する規定が改正されましたことに伴いまして、当町におきましても所要の整備をしようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 25 ページをお開き願います。議案第 22 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてございま

す。地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、冬部コミュニティセンター。指定管理者となる団体でございますが、冬部自治会。指定の期間ですが、他の施設との終期を合わせるため、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としようとするものでございます。

続きまして、議案集26ページをお開き願います。議案第23号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

改正の要旨につきまして、議案資料に整理しておりますので、議案資料によりご説明させていただきます。議案資料12ページをお開き願います。今回の計画変更につきましては、西部辺地における3つの施設の改修事業につきまして、新たに辺地総合整備計画に加えようとするものでございます。1つ目は、東日本大震災以降に新たに設けられました耐震基準を満たしていない小屋瀬中学校の体育館のつり天井を改修しようとするもので、事業費は4,282万円ほどを見込むものでございます。

2つ目は、くずまき高原牧場のミルクハウスの製造ラインの強化を図るため、充填設備を更新し

ようとするもので、事業費は4,300万円ほどを見込むものでございます。

3つ目は、くずまき高原牧場のチャレンジハウスの照明器具をLED灯具に変更するとともに、利便性の向上を図るため、新たに多目的トイレを設置しようとするもので、事業費は700万円ほどを見込むものでございます。

この計画変更に伴いまして、西部辺地における整備計画は、事業費ベースで4億8,242万円となるものでございますが、借入額の8割を地方交付税で措置される辺地対策事業債の借入れが可能となりますことから、事業実施に係る町の財政負担は大幅に軽減されるものでございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お疲れさまでございます。それでは、予算関係、議案第3号からご説明を申し上げます。

令和6年度一般会計補正予算書をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、議案第3号、令和6年度一般会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億812万4,000円とするもので、前年度比6,415万3,000円、0.9%の増となるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条は、地方債でございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条は、一時借入金でございます。借入れ最高額を前年度と同額の8億円と設定するものがございます。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。一番上でございますが、一般社団法人葛巻町畜産開発公社が令和6年度から令和8年度までに金融機関から借入れする事業運転資金に係る損失補償でございまして、限度額を2億5,000万円とするものがございます。

その下、株式会社岩手くずまきワインの事業運転資金の損失補償でございまして、限度額を1億6,000万円と設定するものがございます。

その下2つであります。町内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に対しまして令和6年度から令和13年度まで利子補給するというものと、岩手県信用保証協会の保証料を全額補助するというものをセットで支援するものがございます。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。全22事業に対しまして総額10億6,450万円の限度額を設定するものございまして、利率は年9%以内、償還の方法は、借入れ先の融資条件によるとするものがございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきまして、議案資料でご説明申し上げます。議案資料1

ページをお願いいたします。初めに、歳入の主なものでございます。町税につきましては、町民税が前年度比620万7,000円、3.4%減の1億7,793万7,000円、これは主に個人住民税の所得割と法人税の法人割の減によるものがございます。

固定資産税は、前年度比3,267万5,000円、10.2%の増で3億5,300万2,000円、これは償却資産の増額によるものがございます。

地方交付税につきましては、普通交付税が前年度比1億1,000万円、3.5%の増で32億8,000万円、これは基準財政需要額の動向及び前年度交付実績を踏まえ増額したものでございます。

国庫支出金につきましては、前年度比7,929万5,000円、22.9%の増で4億2,497万5,000円、主に総務費、土木費、教育費の国庫補助金が増額となるものがございます。

繰入金につきましては、前年度比2億5,640万1,000円、40.2%の増で8億9,500万5,000円、主に財政調整基金の繰入れが減額した一方で、公共施設等整備基金の繰入れがそれを大きく上回ったことによるものがございます。

町債につきましては、前年度比4億2,600万円、28.6%の減で10億6,450万円、主に過疎債が減額したものでございます。

次に、歳出の主なものでございますが、新規事業を中心に説明をさせていただきます。まず、総務費でございます。戸籍システム等改修業務1,180万7,000円につきましては、戸籍に振り仮名を追記するシステム等の改修をするものでご

ございます。

次に、民生費でございます。保育園エアコン設置事業 380 万円につきましては、保育園の全室にエアコンを設置するよう追加整備するものでございます。

次に、衛生費でございます。最終処分場遮水シート敷設事業 2,180 万円につきましては、最終処分場の延命化を図るため遮水シートを敷設し、かさ上げするものでございます。

次に、農林水産事業費でございます。乳製品加工施設設備整備事業 4,300 万円につきましては、ミルクハウスの製造ラインを強化するため、充填機の更新をするものでございます。

くずまき体験交流施設設備整備事業 700 万円につきましては、チャレンジハウスに多目的トイレを整備するとともに、照明をLED化するものでございます。

2 ページをお願いいたします。農林水産業費では、記載の事業が新規となっております。

次に、商工費でございます。グリーンテージ長寿命化修繕事業 400 万円につきましては、グリーンテージの全客室のトイレを更新するものでございます。

次に、土木費でございますが、トンネル長寿命化修繕事業 950 万円につきましては、トンネルの漏水対策工事を実施するものでございます。

橋りょう修繕事業 880 万円につきましては、町道上外川線のたかばしの修繕工事を実施するものでございます。

次に、消防費でございます。Jアラート専用アンテナ設置事業につきましては、これまで県のシステムと共用していたものを分離いたしまして、Jアラート専用のアンテナを設置しようとするものでございます。

次に、教育費でございます。教職員住宅整備事業 8,344 万 5,000 円につきましては、堀ノ内地区に教職員住宅を整備するものでございます。

体育館吊り天井改修事業 3,150 万円につきましては、小屋瀬中学校体育館の天井につきまして落下防止対策を実施するものでございます。

そのほか記載の事業が新規事業となっております。

次に、拡充事業についてご説明申し上げます。まず、総務費でございます。エコ・エネ総合対策事業につきましては、太陽光発電設備及び蓄電池等の設置費用に対する補助率及び補助金の上限額を引き上げるものでございます。

「くずまきで新婚ライフ」サポート事業につきましては、新たにウェディング祝金を創設するものでございます。

空き家利活用促進事業につきましては、新たに空き家残置物の処理及び改修に係る経費の一部を助成するものでございます。

次に、農林水産事業費でございます。畜産労働力負担軽減対策事業につきましては、補助メニューに畜舎等に付属するパイプラインミルクカー、バルククーラー等を追加いたしまして、これらの補助金額の上限を 500 万円とするものでござい

す。

水洗化普及支援事業につきましては、下水道工事費が高騰していることから、補助基準額をこれまでの75万円から85万円に引き上げるものでございます。

町産材利用促進事業につきましては、補助単価をこれまでの1立方メートル当たり3万円から6万円に2倍に引き上げるものでございます。

電気柵設置事業につきましては、補助率を2分の1から3分の2に引き上げるとともに、面積の上限を設けずに、1ヘクタール当たりの補助金額の上限を16万円として助成するものでございます。

有害鳥獣捕獲報償金につきましては、ニホンジカの単価を8,000円から1万円に引き上げるとともに、ツキノワグマ、イノシシを含めて頭数を増やすものでございます。

3ページをお願いいたします。商工費、産業まつり開催事業につきましては、6年度は50回の節目を迎えることから、イベントの充実や出品者の拡充など内容を強化するものでございます。

教育費、高等学校振興事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になっていた葛巻高校のドイツ研修を実施するため、高等学校教育振興協議会への補助金を300万円増額するものでございます。

次に、継続事業についてご説明申し上げます。最も大きいものでございますが、総務費、庁舎等建設事業8億2,074万3,000円でございます、

新庁舎2期工事の消防分署棟、大屋根広場、それから車庫棟、外構工事等を整備するものでございまして、令和6年秋の完成を見込んでいるものでございます。

4ページをお願いいたします。次に金額が大きいところでございますが、土木費、道路改良・町道葛巻浦子内線2億9,326万円でございます、新しい大橋から続く路線につきましては、外川川を横断する工事に取りかかるものでございます。

5ページをお願いいたします。最後に、公債費でございますが、長期債の任意繰上償還を行うもので、臨時財政対策債の元金の返済及び補償金1億2,734万6,000円を計上するもので、その財源は町債減債基金からの繰入金を見込んでいるものでございます。

議案第3号は以上でございます。

次に、議案第4号をご説明申し上げます。国保会計予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第4号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,070万円と定めるものでございまして、前年度比5,766万円、6.8%の減となっております。

第2条、地方債でございますが、6ページの第2表をお開き願います。国民健康保険財政安定化事業でございます、県から無利子で1,100万円借入れするものでございます。

1ページにお戻り願います。第3条、一時借入金金の最高額を1億円と定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、前年度比2,806万7,000円の減で、1億1,213万2,000円でございます。

10ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金は、療養給付費の支払いに充てるための財源として県から交付されるものでございますけども、前年度比4,052万5,000円減の5億4,899万4,000円となっております。

6款1項1目一般会計繰入金は、前年度比200万9,000円の減で9,447万6,000円となっております。

16ページをお願いいたします。歳出の主なものでございますけども、2款1項1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の受診に係る医療機関への支払い分でございますけども、前年度比6,488万7,000円減の4億3,208万2,000円でございます。

18ページをお願いいたします。3款1項から3項まで国民健康保険事業納付金、これは被保険者からの保険税と繰入金とを合わせて県に納付するものでございますけども、全体で前年度比1,854万3,000円減の2億462万2,000円でございます。

議案第4号は以上でございます。

次に、議案第5号をご説明申し上げます。後期高齢会計予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第5号、令和6年度葛巻

町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,260万3,000円と定めるものでございまして、前年度比456万6,000円、5.2%の増となっております。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款1項1目特別徴収保険料でございますが、前年度比29万円減の4,113万9,000円、同じく2目普通徴収保険料は119万4,000円増の1,194万3,000円でございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合への納付金でございますが、前年度比421万8,000円増の8,818万4,000円となるものでございます。

議案第5号は以上でございます。

続きまして、議案第9号をご説明申し上げます。一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第9号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、総額からそれぞれ5,485万円減額いたしまして、それぞれ81億6,902万6,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条は、債務負担行為でございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条は、地方債の補正でございますが、第4表でご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。繰越明許費は、令和6年度に繰越して使用する経費を定めるものでございまして、8事業、金額の合計4億9,887万6,000円でございます。

6ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為でございます。葛巻町森林組合の事業運転資金に係る損失補償を追加するものでございまして、森林組合が令和6年度までに金融機関から借入れする短期資金につきまして、返済されなかった場合の損失補償の限度額を1億円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表、地方債の補正でございます。まちづくり推進事業から社会教育事業まで8事業につきまして、事業費が確定したことによりまして、起債の限度額を変更するものでございます。今回の変更によりまして限度額が3,650万円減額となりまして、起債の総額は14億5,666万3,000円となるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、議案資料についてご説明申し上げます。議案資料の6ページをお願いいたします。歳出の主なものでございますが、まず総務費でございます。財政調整基金等積立金、主に町債減債基金に1億4,000万円積立てするものでございます。

それから、戸籍住民基本台帳管理経費は、戸籍に振り仮名を追記するシステムを導入するものでございまして、全額6年度に繰り越すものでござ

います。

地域おこし協力隊事業管理経費は、実績により減額するものでございます。

次に、民生費でございます。価格高騰重点支援給付金給付事業2,183万5,000円の増でございますが、これは地方創生臨時交付金を財源といたしまして、住民税均等割のみ課税世帯に1世帯当たり10万円、さらに住民税均等割非課税世帯及び住民税の均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付するもので、これも6年度に繰越して実施するものでございます。

その下、介護保険事業費及び保育所運営経費につきましては、実績により減とするものでございます。

次に、衛生費でございますが、新型コロナウイルス感染症予防事業費1,024万5,000円につきましては、令和4年度に実施いたしましたワクチン接種に係る国庫支出金について返還金が生じたものでございます。

次に、農林水産事業費でございます。農業集落排水事業管理経費650万円の減額は、水洗化普及事業について、実績により減額するものでございます。

畜産振興総合対策事業費1,332万8,000円の減額は、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業及び草地更新支援事業費等について、実績により減額するものでございます。

次に、土木費でございますが、それぞれ実績に

より減額するものでございます。

次に、消防費でございますが、盛岡地区広域消防組合負担金 1,347 万 8,000 円の減額は、葛巻分署運営費の無線機器の移設費用につきまして、庁舎等建設事業 2 期工事の進捗状況を踏まえまして、改めて 6 年度の予算に措置するため、5 年度分の予算を減額するものでございます。

次に、教育費でございますが、山村留学事業 1,038 万 4,000 円につきましては、寄宿舎ハウスマスター業務等、実績により減額するものでございます。

次に、歳入の主なものでございますが、国庫支出金及び町債につきまして、歳出の事業費が確定したことによりまして、財源を調整したものでございます。

議案第 9 号は以上でございます。

次に、議案第 10 号をご説明申し上げます。国保会計補正予算書をお願いいたします。議案第 10 号、令和 5 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出補正予算の総額にそれぞれ 254 万 5,000 円を追加いたしまして、それぞれ 8 億 5,888 万 3,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、6 款 1 項 1 目一般会計繰入金が増額で 252 万 2,000 円の増額で 9,877 万円となるものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳出の主なものでございますが、10 款 1 項 1 目予備費でございま

して、196 万円の増額で 486 万 4,000 円となるものでございます。

議案第 10 号は以上でございます。

次に、議案第 11 号をご説明申し上げます。農集排の会計補正予算書をお願いいたします。議案第 11 号、令和 5 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございまして、予算の総額からそれぞれ 2,977 万 4,000 円減額いたしまして、それぞれ 2 億 1,598 万 3,000 円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正でございます。2 表でのご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。公共浄化槽等整備推進事業の限度額を 1,250 万円減額いたしまして、1,410 万円とするものでございます。

それから、7 ページ、8 ページをお願いいたします。歳入歳出の事項別明細書でございますが、事業費の確定による減額が主なものでございます。

議案第 11 号は以上でございます。

次に、議案第 12 号をご説明申し上げます。後期高齢会計補正予算書をお願いいたします。議案第 12 号、令和 5 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございまして、予算の総額にそれぞれ 68 万 8,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 8,872 万 5,000 円と

するものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、特別徴収保険料を350万円減額するものでございまして、これに伴いまして歳出の後期高齢者医療広域連合納付金も同額減額するものでございます。

次に、前年度からの繰越金でございますが、4款1項1目418万8,000円増額するものでございまして、これに合わせて歳出の予備費を同額増額するものでございます。

議案第12号は以上でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お疲れさまでございます。それでは、議案第6号、令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和6年度予算の主な内容といたしまして、介護療養病床の転換に伴う3条予算の見直しのほか、4条予算においては電子カルテシステムの更新に伴う予算を計上させていただいております。

それでは、1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量における病床数についてですが、これまでの介護療養病床18床を一般病床に転換し

まして、一般病床を60床としております。患者数については、入院患者数を1万3,140人、1日平均36人、外来患者を2万7,104人、1日平均112人としております。

次に、第3条、収益的収入及び支出ですが、収入の第1款病院事業収益を前年度比から655万4,000円増の10億9,759万3,000円とし、支出につきましても、第1款病院事業費用を前年度比592万8,000円増の11億9,664万6,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入を1億8,444万8,000円、支出については第1款資本的支出を2億4,651万5,000円とするものです。なお、収入額が支出額に対し不足する額6,206万7,000円につきましても、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第5条、企業債でございますが、その目的、限度額などを定めたものでございまして、医療機器整備事業として8,240万円を計上しております。

続いて、3ページの第6条、一時借入金につきましても、限度額を1億円とするものです。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましても、職員給与費、交際費をそれぞれ計上しております。

第8条、たな卸資産購入限度額は1億7,056万9,000円と定めるものでございます。

そして、第9条ですが、重要な資産の取得につ

きましては、医療器械器具として電子カルテ一式、その他備品といたしまして自動錠剤分包機1台を計上しております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。収益的収入及び支出ですが、主な点についてご説明申し上げます。初めに収入ですが、これまで介護療養病床18床分の収入につきましては施設サービス事業収益として見込んでおりましたが、同病床につきましては令和6年4月から一般病床に転換する予定でございまして、このことから1款1項1目入院収益、これは医療保険適用ベッドでの収入として積算させていただきます。一般病床への転換によりまして、一般病床の入院患者数の増加と平均入院単価の増が見込まれることから、令和6年度の入院収益は、4ページの上のほうですが、前年度比5,855万3,000円増の4億332万5,000円を見込んでおります。

なお、5ページの5目介護サービス事業収益の部分ですが、これは施設サービス事業収益として介護療養病床の収益をこれまで見込んでおりましたが、一般病床への転換によりまして、その収益については今回皆減とさせていただきます。

同じく5ページの2項医業外収益ですが、前年度と比較し543万6,000円の減、2億9,497万としております。減収となる主な要因は、医療機器等に伴う減価償却費の減によりまして、5目長期前受金戻入の額が前年度と比較して846万7,000円減の6,579万9,000円となることによるもので

ございます。

次に、6ページをお願いいたします。3項特別利益の一般会計補助金につきましては、今年度と同額の7,500万円としております。

8ページをお願いします。支出の1款1項医業費用につきましては11億8,488万7,000円、前年度比644万5,000円の増としております。支出増の主な要因は、1目給与費のうち、期末勤勉手当の支給率の増などに伴う2節手当の増のほか、9ページ下段の3目経費の増によるものでございます。

次に16、17ページの資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。16ページの収入についてですが、1款1項1目建設企業債には医療器械整備事業として8,240万円、4項1目県補助金には国保調整交付金として4,000万円を計上しております。これは、17ページの支出のところに計上しております1款1項建設改良費で整備しようとする電子カルテシステムや自動調剤分包機などの整備に充てられるものであります。現在使用しているクラウド型の電子カルテシステムにつきましては、新病院の稼働とともに平成29年度から使用してまいりましたが、令和6年度末でクラウドサービスが終了するために、今回更新費用として計上させていただいたものでございます。

次に、18ページ、19ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。外来患者数の減少によりまして、収益の減が見込まれるほか、給与費、経費等の支出増によりまして、当期純利益は

9,905万3,000円の損失見通しとなっております。これに伴いまして、19ページ下から3行目でございますが、資金増加額はマイナス9,369万6,000円となりまして、最終的な資金期末残高は6億4,217万2,000円となる見込みであります。収支改善に向けまして、引き続き包括ケア病床の積極的な活用、あとは急性期病院との連携等によりまして、患者確保に努めていきたいと思っております。

20ページ以降の貸借対照表、損益計算書等につきましては、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お疲れさまでございます。議案第7号、令和6年度葛巻町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

水道事業会計予算書をお願いいたします。1ページをお開き願います。第2条、業務の予定量についてご説明申し上げます。給水戸数でございますが、2,574戸、現在の水道普及率は94.3%となっております。年間総配水量90万8,441立方メートル、1日平均配水量は2,489立方メートルでございます。主要な建設改良事業でございます

が、馬淵川（北部）地区水道施設整備事業2億3,670万円を計上するものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。収入、第1款水道事業収益1億5,985万4,000円、前年度比で349万1,000円の減とし、支出の水道事業費用は2億95万1,000円、前年度比で38万9,000円の増とするものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。収入、第1款資本的収入3億76万1,000円、前年度比で2億575万3,000円の増とし、支出、第1款資本的支出3億5,934万8,000円、前年度比で2億478万4,000円の増とするものでございます。

なお、詳細につきましては、内訳表でご説明いたします。

また、資本的収入額から資本的支出額に対し不足する額5,858万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

次に、第5条、企業債についてご説明申し上げます。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございますが、限度額を1億6,330万円と定めるものでございます。

第6条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第7条、議会の

議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費 3,129 万 7,000 円とするものでございます。

第 8 条、他会計からの補助金でございますが、水道事業の運営に充てるため、一般会計から 639 万 1,000 円の補助を受けるものでございます。

第 9 条、たな卸資産の購入限度額は 570 万円と定めるものでございます。

4 ページをお開き願います。収益的収入及び支出について、主な点をご説明申し上げます。収入でございますが、1 款 1 項 1 目給水収益は 1 億 1,385 万円の水道料金を見込んでいるものでございます。

1 款 2 項営業外収益でございますが、他会計補助金 639 万 1,000 円、長期前受金戻入 3,662 万 6,000 円などを計上するものでございます。

6 ページをお開き願います。支出でございますが、1 款 1 項 1 目原水浄水配水給水費でございますが、報酬、水道施設維持管理に伴う委託料、動力費、水道メーター取替えに伴う工事請負費など合わせて 5,941 万 8,000 円を計上するものでございます。

7 ページをお願いいたします。1 款 1 項 2 目総係費でございますが、給料、職員手当等、報酬、委託料、賃借料など合わせて 2,726 万 3,000 円を計上するものでございます。

9 ページをお開き願います。1 款 1 項 3 目減価償却費でございますが、各水道施設の減価償却費、合わせて 1 億 362 万 8,000 円を計上するもの

でございます。

10 ページをお開き願います。1 款 2 項営業外費用でございますが、支払利息 1,063 万 6,000 円を計上するものでございます。

12 ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入でございますが、1 款 1 項 1 目企業債 1 億 6,330 万円を計上するものでございます。

1 款 2 項 1 目出資金 6,776 万 1,000 円は、企業債償還元金分となるものでございます。

1 款 3 項 1 目国庫補助金 6,970 万円は、馬淵川（北部）地区水道施設整備事業に係る水道管路耐震化等推進事業費補助金を計上するものでございます。

13 ページをお願いいたします。支出についてご説明申し上げます。1 款 1 項 1 目配水施設費でございますが、委託料として馬淵川（北部）地区水道施設整備事業詳細設計業務 2,800 万円を、工事請負費として馬淵川（北部）地区配水管布設工事、田の沢浄水場取水ポンプ交換工事、田の沢配水池水位計交換工事、合わせて 2 億 850 万円を計上するものでございます。

1 款 1 項 2 目営業設備費は、水道メーター購入 570 万円を計上するものでございます。

1 款 2 項 1 目企業債償還元金でございますが、企業債償還元金 1 億 1,694 万 8,000 円を計上するものでございます。

14 ページをお開き願います。次に、予定キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。

一番上段でございますが、当期純利益が4,670万5,000円の損失という見通しでございます。

15 ページの下から3行目の資金増加額につきましても3,433万7,000円の減と見込んでおりまして、令和6年度資金期末残高は8,627万2,000円の予定でございます。

16 ページ以降、予定貸借対照表、予定損益計算書以降につきましては、お目通しいたきますようお願いいたします。

水道事業につきましては以上でございます。

続きまして、議案第8号、令和6年度葛巻町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。下水道事業会計予算書をお願いいたします。公営企業法を適用しての初の予算でございます。

1 ページをお開き願います。第2条、業務の予定量についてご説明申し上げます。処理戸数でございますが、1,349戸、下水道普及率は60.7%となっております。年間総処理水量2万9,762立方メートル、1日平均処理水量は798立方メートルでございます。主要な建設改良事業でございますが、町整備型浄化槽整備事業3,475万8,000円を計上するものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。収入、第1款下水道事業収益1億6,190万3,000円とし、支出の下水道事業費用は1億5,957万4,000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。

収入、第1款資本的収入2億3,422万4,000円とし、支出、第1款資本的支出1億6,054万7,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、内訳表でご説明いたします。

次に、第4条の2、特例的収入及び支出についてご説明申し上げます。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ348万7,000円及び912万9,000円とするものでございます。

次に、第5条、企業債についてご説明申し上げます。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございますが、農業集落排水事業の限度額を2,670万円、3ページのほうに移りますけれども、町整備型浄化槽事業の限度額を2,380万円と定めるものでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めるものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費321万4,000円とするものでございます。

第8条、他会計からの補助金でございますが、下水道事業の運営に充てるため、一般会計から1,246万1,000円の補助を受けるものでございます。

4 ページをお開き願います。収益的収入及び支出について主な点をご説明申し上げます。収入で

ございますが、1款1項1目下水道施設使用料は4,195万8,000円の使用料を見込んでいるものがございます。

1款2項営業外収益でございますが、他会計補助金1,246万1,000円、他会計負担金3,145万4,000円、長期前受金戻入7,602万4,000円などを計上するものがございます。

6ページをお開き願います。支出でございますが、1款1項2目処理場費でございます。クリーンセンター管理等に伴う委託料、修繕費、動力費など合わせて2,466万6,000円を計上するものがございます。

7ページをお願いいたします。1款1項3目浄化槽費でございますが、町整備型浄化槽管理に伴う委託料、手数料、修繕費など合わせて2,338万3,000円を計上するものがございます。

1款1項4目総係費でございますが、報酬、手当など、合わせて389万4,000円を計上するものがございます。

8ページをお開き願います。1款1項5目減価償却費でございますが、農業集落排水施設と町整備型浄化槽の減価償却費、合わせて9,501万7,000円を計上するものがございます。

1款2項営業外費用でございますが、支払利息1,246万1,000円を計上するものがございます。

10ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入でございますが、1款1項1目企業債でございます。公共浄化槽等整備推進事業及び資本費平準化債

に係る企業債、合わせて5,050万円を計上するものがございます。

1款2項1目他会計出資金は、下水道事業に係る運転資金として7,172万4,000円を計上するものがございます。

1款3項補助金は、公共浄化槽等整備推進事業費補助金及び下水道事業債償還基金費県補助金、合わせて1,054万円を計上するものがございます。

1款5項1目基金繰入金は、企業債償還分として9,600万円を計上するものがございます。

11ページをお願いいたします。支出についてご説明申し上げます。1款1項1目浄化槽整備費でございますが、工事請負費として町整備型浄化槽整備工事3,400万円を計上するものがございます。

1款2項1目企業債償還金でございますが、企業債償還元金1億2,272万円を計上するものがございます。

12ページをお開き願います。次に、予定キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。一番上段でございますが、当期純利益が293万7,000円という見通しでございます。

15ページの下から3行目の資金増加額につきましては9,600万円の増と見込んでおりまして、令和6年度資金期末残高は9,766万3,000円の予定でございます。

14ページ以降、予定貸借対照表以降につきましては、お目通しをいただきますようお願いいたし

ます。

以上で説明を終わりますが、慎重ご審議の上、
ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木満君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号から同意第1号までの22議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました22議案について、今会議中に審査を終え、3月8日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から同意第1号までの22議案については、3月8日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案第9号から同意第1号までの16議案の審査については3月5日に行い、議案第3号から議案第8号までの6議案の審査については3月6日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 16時04分）